

答申第53号

答 申

1 審査会の結論

平成29年2月6日付けで審査請求人が津市長（以下「実施機関」という。）に対して行った公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が同年3月1日付けで行った公文書部分開示決定は、妥当である。

2 審査請求に至る経緯及び趣旨

(1) 審査請求人は、津市情報公開条例（平成18年津市条例第22号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成29年2月6日付けで次のとおり開示請求を行った。

平成27年10月1日から地域懇談会をスタート（市内37地区で開催の平成28年12月までの全ての内容のわかる文書。

(2) 実施機関は、平成29年2月10日付けで本件開示請求に係る補正依頼を次のとおり行った。

「平成27年10月1日から地域懇談会をスタート（市内37地区で開催の平成28年12月までの全ての内容のわかる文書）」とありますが、「全ての内容のわかる文書」とは、「当日の発言内容（会議録）」と理解してよろしいですか。

(3) 審査請求人は、平成29年2月21日付けで、補正依頼に対する回答を次のとおり行った。

相違ありません。

(4) 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、次のもの（以下「本件公文書」という。）を特定した。

地域懇談会議事要旨（平成27年10月1日から平成28年12月25日までの開催分）

(5) 実施機関は、本件公文書について、公文書の一部を開示しない理由を次のとおり記載し、平成29年3月1日付けで公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

発言者のうち傍聴者の自治会名、職名及び氏名については条例第7条第2号（個人情報）に該当するため。

(6) 審査請求人は、平成29年4月6日付け（消印の日付）で、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、本件処分の取消しを求め

る審査請求を行った。

3 審査請求の理由

インターネット検索すれば開示しない部分は見れるので、部分開示決定は不当である。

4 実施機関の不開示理由説明

発言要旨に記載の発言者のうち、傍聴者の自治会名、職名及び氏名については、条例第7条第2号に規定する個人情報に該当する。

審査請求人は、インターネット検索すれば開示しない部分は見れると主張するが、当該部分開示とした文書はインターネットで公開していない文書であるため、インターネット検索しても開示しない部分を見ることはできない。

5 審査会の判断

本件審査請求において、審査請求人及び実施機関は、不開示とした内容がインターネット上で公開されているか否かについて争っていることから、当審査会は、条例第7条第2号ただし書アの該当性について検討する。

条例第7条第2号ただし書アでは、法令等の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当する場合においては、個人に関する情報であっても不開示情報には当たらないと規定しているものである。

審査請求人は、本件公文書において不開示とした情報はインターネット上で公開されていると主張するが、そのような事実は認められず、当該情報は今後公開を予定しているものでもないことから、条例第7条第2号ただし書アには該当しない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 4月10日	諮問書の受付（郵送による）
平成29年 7月13日	諮問案件の審議及び実施機関からの口頭意見陳述
平成29年 9月15日	答申

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	内 田 典 夫
委 員	高 橋 秀 治
委 員	石 田 美 穂